

(目的)

第1条 この要綱は、河北町内の空き家を有効活用して、地域及び町内外の交流の活性化を図るため、河北町空き家バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に存する個人が所有している一戸建て住宅で、普段利用されていないもの又は今後利用される見込みのないものをいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権又はその他の権利により当該空き家の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク この要綱の定めるところにより、空き家の売却、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、町内へ定住等を目的として、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に紹介を行う仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者等は、河北町空き家バンク登録申込書及び空き家バンク（変更）登録カード（様式第1号）を町長に提出するものとする。ただし、空き家の所有者等と土地の所有者が異なる場合は、土地の所有者の同意があるものに限る。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会山形県本部に当該空き家の調査を依頼し、不動産事業者から空き家バンク登録調査票の提出を受け、河北町空き家バンクへの登録可否を審査するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による審査の結果に基づき当該空き家を登録し、河北町空き家バンク登録完了通知書（様式第2号）により当該申込者に通知するものとする。
- 4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家について、空き家バンクによることが適当と認めるときは、当該所有者等に対して空き家バンクへの登録を勧めることができる。

(登録事項の変更)

第5条 前条により登録された空き家について、登録事項に変更があったときは、前条第3項の規定により登録完了の通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、空き家バンク登録申込書及び登録事項の変更内容を記載した河北町空き家バンク登録申込書及び空き家バンク（変更）登録カード（様式第1号）を町長に提出するものとする。

（空き家バンクの登録の抹消）

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該空き家に関する登録を抹消し、河北町空き家バンク登録抹消通知書（様式第3号）により当該登録者に通知するものとする。ただし、次の第2号に該当することにより登録の抹消を受けた者は、改めて第4条第1項の規定による登録の申込みを行うことにより、再度登録することができる。

- （1） 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- （2） 当該空き家が登録された日から3年が経過したとき。
- （3） 当該登録者から河北町空き家バンク登録抹消届出書（様式第4号）が町長に提出されたとき。

（登録空き家情報の公開等）

第7条 第4条第2項の規定により登録した空き家に関する情報の一部は、町のホームページ及び広報等により公開することができる。

（空き家利用希望者の要件）

第8条 空き家バンクにより空き家を利用しようとする利用希望者は、次の要件を満たすものとする。

- （1） 空き家に定住し、町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、住民として生活することに努める者
- （2） その他町長が適当と認めた者

（利用希望の申込み等）

第9条 前条の規定による利用希望者は、河北町空き家バンク利用登録申込書（様式第5号）及び誓約書（様式第6号）に必要な事項を記入し町長に申込みものとする。

2 町長は、前項の規定による申込みがあった場合で前条の要件を満たす者と認めたときは、その内容を登録し、当該希望物件の所有者等へその旨を通知するものとする。この場合において、当該所有者等の代理又は仲介を行う者があるときはその者に対しても通知するものとする。

（登録者と利用希望者の交渉等）

第10条 町長は、登録者と利用希望者との空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約について

は、これに関与しないものとする。

- 2 空き家に係る交渉及び契約に関する一切のトラブル等については、当事者間で誠意をもって解決するものとし、町は一切の責任を負わないものとする。

(個人情報の保護)

第11条 第4条第2項及び第9条第2項に規定する登録内容の個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び河北町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）の定めるところによる。

(暴力団等の排斥)

第12条 町長は、空き家登録者又は利用希望者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団に関与する等の関わりを持つ者と判明した場合は、空き家バンク利用の取消しをすることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示第69号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月28日告示第136号）

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日告示第23号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。